

(健Ⅱ38F)

令和元年6月19日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

エボラ出血熱に係る注意喚起について

コンゴ民主共和国北キブ州（North Kivu 州）におけるエボラ出血熱の発生および医療機関における対応につきましては、平成30年8月2日付け（健Ⅱ93F）をもってご連絡申し上げました。

その後、同国北キブ州およびイツリ州の両州において2,000名を超える患者が発生し、また、令和元年6月11日、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が隣国のウガンダ共和国においても確認されたと発表されたことから、別添のとおり、厚生労働省より本会に対して情報提供ならびに周知方依頼の事務連絡がありました。

本事務連絡では、医療機関に対して、発生地域であるコンゴ民主共和国北キブ州およびイツリ州ならびにウガンダ共和国カセセ県に渡航された方が受診した場合には、エボラ出血熱を念頭に置いた診療を行うようお願いしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知協力方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和元年6月18日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

エボラ出血熱に係る注意喚起について

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、別添の「エボラ出血熱に係る注意喚起について」（平成30年8月2日公益社団法人日本医師会宛事務連絡。以下「平成30年8月事務連絡」という。）に基づき、ご対応いただいているところです。

現在、コンゴ民主共和国では、北キブ州とイツリ州の両州において、2,000名を超える患者が発生しており、令和元年6月11日には、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が隣国のウガンダ共和国でも確認されたと発表されました。

つきましては、平成30年8月事務連絡を再度御確認いただき、引き続き適切に対応いただくとともに、コンゴ民主共和国イツリ州及びウガンダ共和国カセセ県に渡航された方が、医療機関を受診された場合にも、エボラ出血熱を念頭に置いた診療を行っていただきますようお願いいたします。

事務連絡
平成30年8月2日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

エボラ出血熱に係る注意喚起について

平成30年8月1日（現地時間）、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国北キブ州（North Kivu 州）においてエボラ出血熱が発生したと発表されましたので、お知らせします。

現在、現地調査のためWHO等から専門家チームが派遣されています。

厚生労働省はエボラ出血熱について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じて空港などにおいても、海外渡航者への注意喚起を行います。

発生地域であるコンゴ民主共和国北キブ州に渡航された方が、医療機関を受診された場合には、エボラ出血熱を念頭に置いた診療を行っていただきますようお願いいたします。

貴会会員への周知につきまして、御配慮の程、お願いいたします。